

会費規程

公益社団法人 日・豪・ニュージーランド協会

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条から定款第11条までの規定に基づき、この法人(以下「当協会」という。)の会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(理事会への報告)

第2条 会長は新たに正会員、賛助会員、ジュニア会員(以下単に「会員」という。)となったものについて、その属性及び承認した理由を理事会に報告する。

2 事務局長は、理事会開催日の前月末までに退会した会員について、当該理事会に報告する。

(会費)

第3条 会員は、入会するときに、その年会費を、会員種別に応じて支払うものとする。年度途中の入会にあつては、申込みした月を基準とし、年会費を月割りとして会費分を支払い、以後毎年年会費を納入する。

2 年会費は会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

- | | | | |
|------------|------|----|---------------|
| (1) 正会員 | (個人) | 年間 | 10,000円 |
| | (団体) | 年間 | 80,000円 |
| (2) 賛助会員 | (個人) | 年間 | 8,000円 |
| | (団体) | 1口 | 20,000円(1口以上) |
| (3) ジュニア会員 | | 年間 | 4,500円 |

(会員の特典)

第4条 会員は次の特典を享受することができる。

- (1) 当協会が刊行する機関誌を無料で配布を受けることができる。
- (2) メーリングリストに登載し、メール等による情報提供を受ける。
- (3) 当協会が主催、共催する研修会、セミナー等に参加できる。

(会費の用途)

第5条 第3条の会費は、毎事業年度における合計額のうち、20%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(改正)

第6条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

(補 則)

第7 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定めるものとする。また、当規程に定めがないものについては、定款による。

附 則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の日から施行する。

2011年5月17日作成

2012年4月1日制定

2012年6月11日改訂

2016年5月17日改訂